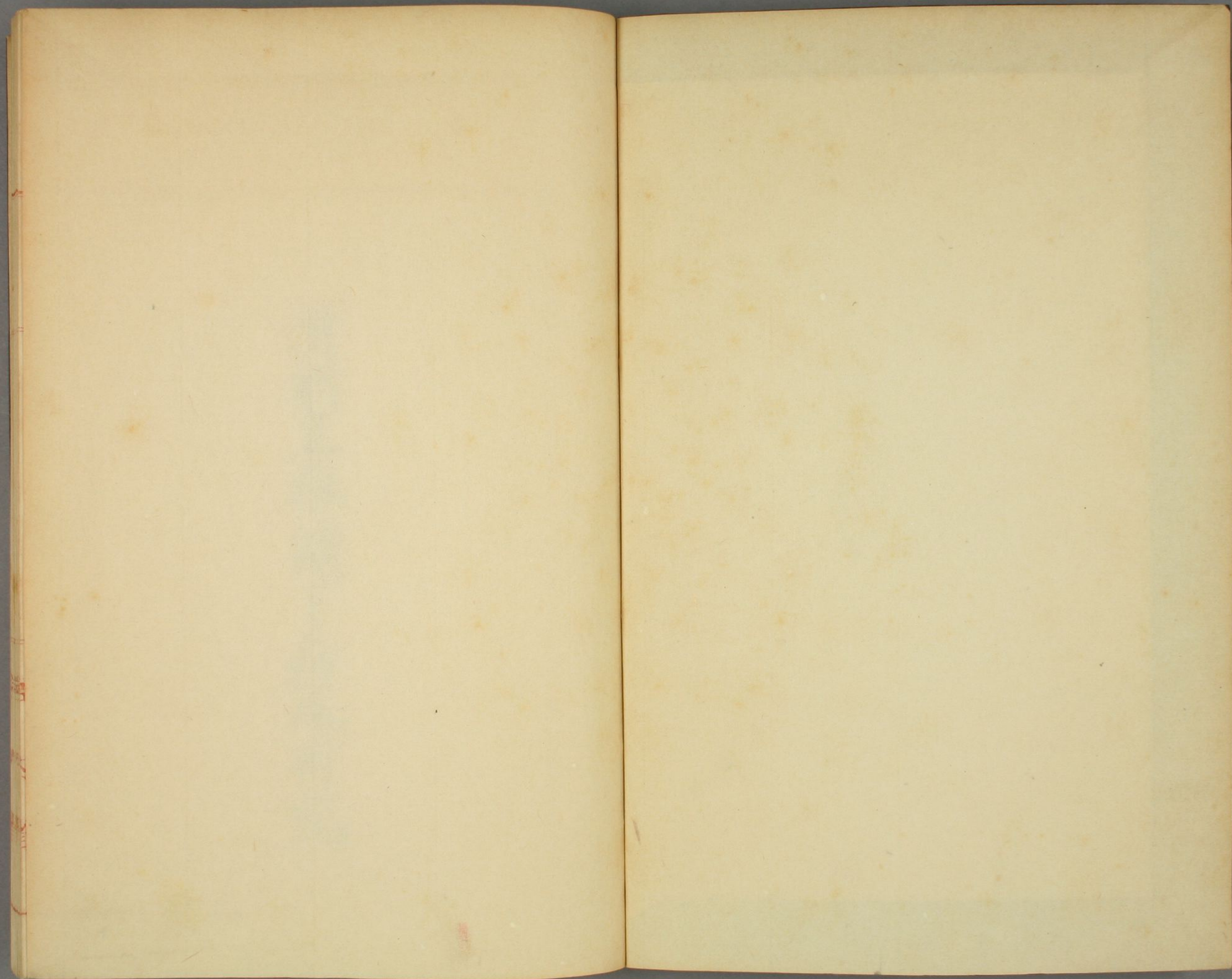


清朝皇族ニ関スル特殊研究 一

74  
6296  
1





清朝皇族に關する特殊研究

7 4  
6296  
1

清乾隆庚子年

清乾隆庚子年



(四大)

第 四 卷

第 四 卷



清朝皇族に関する特殊研究目次

第一章	法典と皇族	一
第二章	皇族兩字の研究	六
第三章	皇族の範圍及び類別	四九
第四章	有爵皇族の範圍及び身分	六八
第五章	天子踐阼の禮節大要	一一一
	(イ) 阼とは何ぞや	一二二
	(ロ) 天子即位の禮節	一三三
	(ハ) 天子即位の典禮 (上諭一束)	一四三
第六章	皇位繼承	一六四
第七章	皇后太上皇皇太后	一七四

水去五味均平蔵

第八章

訓政及び攝政

一八七

(第一) 訓政

一八九

(第二) 輔政攝政議政

一九七

第九章

皇帝の權力

二〇一

第十章

皇族の特權

二〇五

(第一) 宗室の官屬

二〇六

(第二) 宗室及び覺羅の服物

二一四

(第三) 宗室及び覺羅の刑罰

二一六

(第四) 欽賜命名及び指婚

二二六

(第五) 宗室覺羅の手當

二三〇

(第六) 宗室の官缺

二三三

(第七) 滿洲缺に就いて

二三七

第十一章 皇帝特簡

二四四

(四六)

第十二章

皇室に関する特殊の權利

二五五

(第一) 開列

二四六

(第二) 皇帝の特簡

二四五

(第一) 宮廷と國家との分界

ふきこと

二五六

(第二) 分權國家の制度を採

用すること

二五八

(第三) 滿漢籍制の法を設く

ること

二六二

(第四) 行政の特質と皇室

二六五

(第五) 皇室の特權一(敬称)

二六六

(第六) 全 二(避名)

二六九

(第七) 全 三(指馬)

二七六

第十三章 皇室の榮譽權

(第八)	全	四(帝宅)	二八一
(第九)	全	五(紋章)	二八三
(第十)	全	六(太監)	二八五
(第十一)	全	七(國體)	二八七
(第十二)	全	八(頒曆)	二八九
(第十三)	全	九(大赦)	二九〇
(第十四)	全	十(制裁)	二九一
(第一)	崇祀、旌表の權		二九三
	イ) 崇祀に就いて		二九四
	ロ) 旌表に就いて		二九五
	一) 忠義、孝悌、節孝		二九五
	二) 慈善家		二九七

	三) 累世同居者		二九八
	四) 高齡者		二九八
(第二)	外藩封境		三〇〇
(第三)	公侯伯子男以下恩騎尉に至る爵		三〇四
(第四)	俸祿金穀ノ給與		三一〇
	一) 宗室の俸祿		三一〇
	二) 五爵の俸祿		三一〇
(第五)	世爵及び大官に對す		三一四
	三) 死後の榮典		三一四
(第六)	陰子		三一五
(第七)	封贈		三一七
(第八)	黃馬褂等の特典		三二三

(第九) 翎隻(官帽標章)

三二五

一 三眼花翎

三二六

二 雙眼花翎

三二六

三 單眼花翎

三二六

四 藍翎

三二七

(第十) 巴圖魯(武勇)の稱號

三二七

(第十一) 功牌

三二九

(第十二) 雙龍寶章

三二九

第十四章 皇族の財産

三三二

第十五章 宗人府(宮内省)の權限

三三六

(一) 宗人府の組織

三三七

(二) 宗人府の權限

三四〇

一 譜牒に関する事務

三四〇

二 宗室の封爵封號及び謚

三四二

三 號に関する事務

三四二

三 典禮に関する宗室の職

三四三

名具進

三四三

四 皇族の旌表賞卹

三四四

五 王公子弟の試験

三四五

六 宗室の議處議叙

三四六

七 皇族に対する裁判及び

三四八

監禁

三四八

八 皇族子弟の教育

三五二

第十六章 皇族の刑罰及びその歴史的事

三六三

實

第十七章 皇族に対する裁判及び監禁

四〇九



第十八章 皇室に対する刑法上特別の保護 四二三

附録

清朝皇族に関する特殊研究参考資料 四拾餘種

四二七

(注意)

第十五章 宗人府権限の末尾に宗人府

と相對して設置せられたる九官廳即ち内務府、欽天監、太常寺、光祿寺、鴻臚寺、太醫院、官官などのことを加へたり

目次(終)

# 清朝皇族に関する特殊研究

## 第一章 法典と皇族

凡そ東西古今法制の発達せる沿革に就きて考ふるに、不  
文法に始まり成文法に及し遂に進みて法典編纂を終るを  
以つて普通の順序となす。唯習慣民情の差違によりて或  
は不文法を重んじ或は成文法を主とするが為め近世諸國  
に於いても英米二國の如き不文法國何りと雖も、此の二  
國に於いても成文法の領域漸く拡大せられんとする傾向  
あるのみならず其の沿革の順序亦之に異ならず。而して  
不文法より成文法に移りたる時代は尚書、舜典の象以典刑

云々と何り此の一又は蓋し當時成文法の制定何りしことを証して餘何王。而してこの法典に編纂せられたるは春秋戦国時代にして魏の李悝が法經六篇を作りしを始めとなす。秦の商鞅漢の蕭何の典刑律の形は固よりこれ以後のことあり。されども爾來歷朝概ね律の編纂おきは亦く又後世に至るに従ひ益其の完備したるを見る。殊に清朝に至りては主として明代の遺制を踏襲したるも其の立法上の進歩更に顕著あるものあり。然れども之が為めに決して不文法の領域が縮小したるには非ず。法典成文法は浩漸なりと雖も社会の事物細大洩れなく悉く成文法中に規定せられ得べきに非ず。

今清朝皇族に關する特殊研究は主として法律上より入らんとするふるが皇族と法典との關係如何。思ふに會典

とはもと會要典章の義。行政の準則に就き其の永遠に遵行すべき綱領を定めたるものなり。故に朝廷百官の組織より其の職務の規程に至るまで總括して遺すところなし。國家の大經大法官の守るべきところ朝野の遵ふべきところ皆綱領を總括して勒して完書となすと大清會典凡例に見一たる如くあり。

大清會典はその永久不変の大法たるところより見れば、宛も憲法たるの性質を有するが如し、されども其の規定するところは機關の組織、權限、及び事務の準則にして統治者側のことは之を勒せず即ち  
 一、統治者たる皇帝の地位のこと  
 二、皇位の繼承のこと  
 三、立太子のこと

等の重大なる事とに關しては全然其の規程を缺く。されば會典を以つて乃ち國家根本の典章なる憲法として見るには内容の備はらざるどころ有り。永久不變の大法たるの故を以つて未だ之を憲法と謂ふことを得ざるなり。會典が永久の大法たるべきことを示すこと上述の如しと雖も時勢の推移に伴ひ多少の變更あきを得ざることは會典が康熙のとき以来數度改正を経たるによりても明かり。即ち

- 康熙二十三年初修の大清會典……………一百六十卷 (記一六八四年)
  - 雍正十年の大清會典……………一百卷 (記一七三二年)
  - 乾隆二十九年の大清會典……………八十卷 (記一七六四年)
  - 嘉慶十八年の大清會典……………八十卷 (記一八七三年)
- の修正ありたるあり。かくの如くその改訂の屢々加へり

れたるあるあり。

大清會典に就いてはかくの如しその他に尚ほ大清律の如き又東華錄の如きものありと雖も要するに吾人が皇族皇室に就いての特別研究の材料となさんとするには十分ある手掛りを得る能はざるもの多き所以なりとす。

されど吾人は清朝皇室の地位特權に就いて皇位繼承に就いてまた立皇后太上皇皇太后訓政攝政のことに就いてまた皇族の方面よりは皇族の類別皇族の特權皇族の財産等のことにてたりて研究せんと欲するあり。

大清會典はもと一種の行政法典あるは行政上に關したることは多く之を羅列するものありされども上述皇族皇室に關する特殊のされど重大あることに關しては全く觸れ居らざるに似たり。吾人は必ずしも成文法のみにより

て之を解るんとすれば遂に之を解釋の証成文を得るに苦  
しむと雖も、また之を不文法の方面よりすれば皇室皇族の  
こと多く明白となれるものあるやも測りがたし。固より  
吾人の期待せし方面のことにして会典に見えたるものも  
多し、必しも一概に評し去ることとは不可あり。たゞ國家の  
最も重要視すべき憲法上のことが会典に見えざるを以て  
一言會典と皇族との關係に就き述べたるのみ。

### 第二章 皇族兩字の研究

#### (1) 皇の字の研究

皇の字は古音 *Kung* 又ハ *Kwang* にして書經大禹謨に  
(四六)

皇天眷命の語あり、又湯誥のうちにも惟皇上帝の語あり。  
すべし皇の字はその古義大の義と解せらる。されども皇  
の字はまた、風俗通に天ふりとあり、詩の大雅に思皇多士と  
あり、皇は美ふりの義たり。また儀禮には莊盛の義に用ひ、詩  
の小詩には皇皇者華と云へる如く、煌煌の義に皇皇の二字  
をあてたるあり。即ちその出典を擧げてその文を示せば  
次ぎの如し。即ち

虞書大禹謨に見えたる皇は、

帝曰。兪。允若茲。嘉言罔攸伏。野無遺賢。

萬邦咸寧。誓于衆。舍己從人。不虐無告。

不廢困窮。惟帝時克。益曰都。帝德廣運。乃聖乃神。

乃武乃文。皇天眷命。奄有四海。為天下君。

とあるものこゝろあり。又湯誥に見ゆるものは

商書湯誥の初めにあり、即ち、

王<sup>〇</sup>歸自克夏。至于亳。誕告万方。

王曰。嗟。爾万方有衆。明聽予一人誥。

惟皇上帝。降衷于下民。若有恒性。克綏厥猷。

惟后夏王。滅德作威。以敷虐用。万方百姓

とある皇の字、これあり。その外書經洪範に、

凡厥庶民有猷。有為有守。汝則念之。不協于極。不

羅于咎。皇則受之。而康而色曰予攸好德。汝則受

之。而康而色曰予攸好德。汝則錫之福。時人斯

其惟皇之極。

とあり、これらの皇は大也の義又は后君王の義なり、また

詩經を見るに、

詩經大雅文王有聲篇に、

豐水東注。維禹之績。四方攸同

皇<sup>〇</sup>王維辟。皇<sup>〇</sup>王烝哉。

同篇にまた、

鎬京辟廱。自西自東。自南自北。無思不服。

皇<sup>〇</sup>王烝哉。

詩經小雅楚茨に、

濟濟跄跄。絜爾牛羊。以烝烝嘗。或剝或亨。

或肆或將。祀祭于祊。祀事孔明。先祖是皇。

神探是饗。孝孫有慶。報以介福。万壽無疆。

とあり、これらは皇は何れも大也の義なり、大を以つて美也、

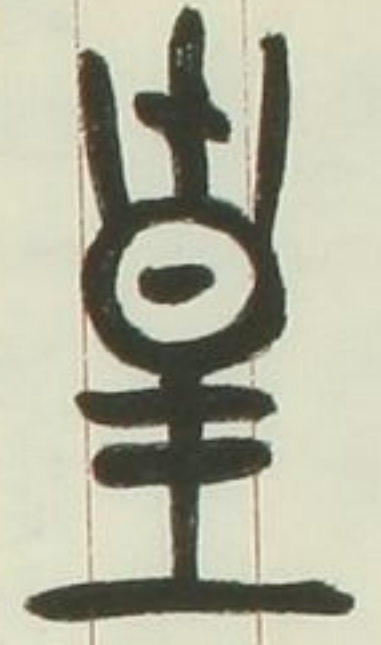
煌也の義に見たるものあり、と要するにその本義は大也

となすべし。煌の如きは後に火を加へしのみ。皇の古義

かくの如しとすれば皇の言語上の問題をばふれて、文字上

の構造意匠は如何。古文形を見るときはその果して盛大  
尊大高貴などの意を示せるものたるを知るふり。即ち皇  
の字の古形は或る寓意的文字(象形)たることを知るふり  
即ちその古形を尤に示す。

皇の字の古文



齊子中姜鑄の銘

樊古樓



齊子中姜鑄

樊古樓



齊子中姜鑄

樊古樓



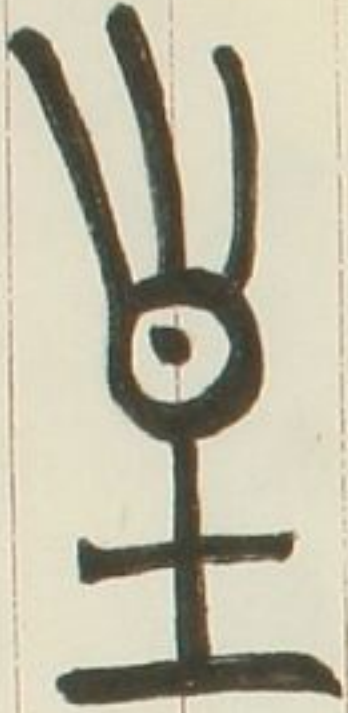
號姜敦  
敦古



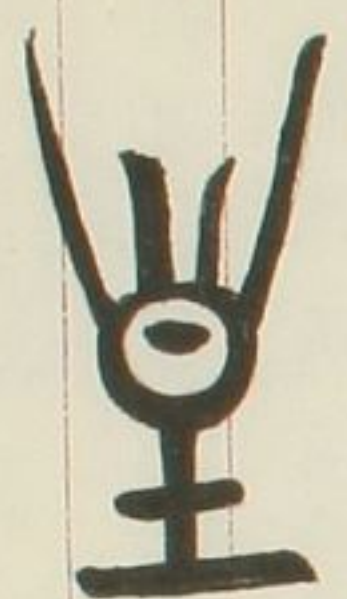
號敦  
嘯堂集古錄



鄒公敦  
積古齋鐘鼎



寶林鐘  
金索



豐兮P敦  
積古齋鐘  
鼎彝器款識



號叔編鐘  
筠清館金文



然虎彝  
積古齋鐘鼎



叔丁鐘  
積古齋鐘鼎



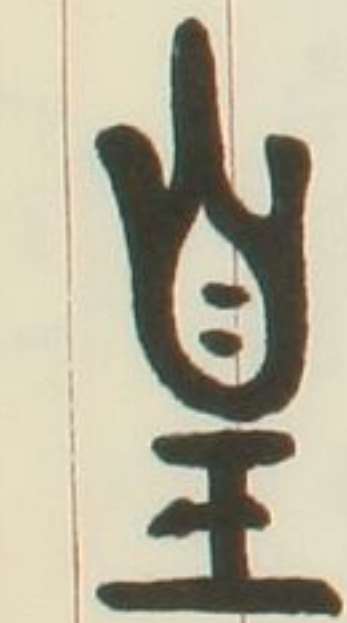
遲姬簋  
拓本



豐兮P敦  
積古齋鐘  
鼎彝器款識



徐王子和鐘  
金索



追敦  
拓本

# 皇

周公學鐘

積古齋本

皇の字の古形はこれら右に掲げたるものの範圍を出たるものとは見ざるあり。仔細に見るときは互に出入ありと雖もその共通の点は之れを認め得べきに似たり。然るに説文解字は之を次ぎの如く解釋せるを見る。即ち、

皇は大也。以自始也。始皇者三皇大君也。自讀若鼻。今俗以始生子為鼻子。

とあり。旧來の説文學者亦之に疑を挿むの餘地なきものとす。されども熟その古文を蒐集し、比較を試むる時は、許慎の説文に解ける如き自の字を含めるは僅かに追敦の拓本に見るのみよして他は悉く太陽の光線を放射せるに象れるものと見らるるあり。

(四六)

上古の支那人が天体を馮すに如何なる形にて表彰したりしかと云ふに、次に示せる如く星辰、太陽(日輪)の象形を区分せり。即ち、

その一、星の字の古文



紹元通寶錢



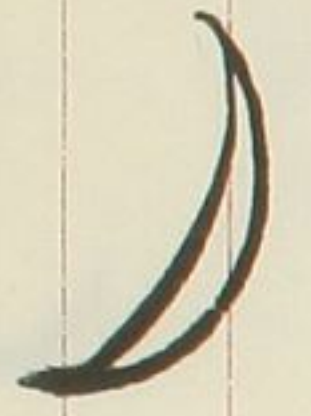
古歷勝錢

金索



亦名印

その二、月の字の古文



月季尊  
嘯堂集古錄



巳癸旨  
嘯堂集古錄



巳酉彝  
古文審



月形旨  
筠清館金文





晋姜鼎

嘯堂集古錄

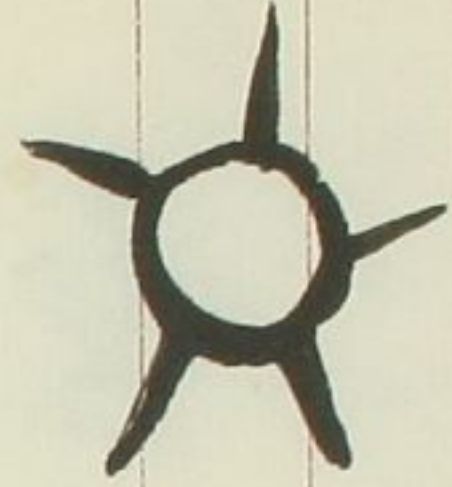


頌鼎

積古齋鐘鼎彝器款識

その三、

日の字の古文



日庚父癸彝

積古齋



頌鼎

積古齋

鐘鼎彝器款識

鐘鼎彝器款識



史頌鼎

筠清館金文



旂鼎

積古齋

鐘鼎彝器款識

日の字の形はこれによりてその象形の大要を知り得る  
もしその十分ふる観察をふすには単独体の字の外に複合文

字を見ざる可からず。即ち日輪に關係あるものとして注  
目すべきは、且の字なりとす。

その四、且の字の古文



毛公敦

嘯堂集古錄



伯姬鼎

薛氏鐘鼎彝器款識



吳尊

說文古籀補



頌鼎

積古齋鐘鼎彝器款識

なりとす。日輪に關係ある象形はかくの如し。其の光線  
の放射烈しきものを以つて煌々として威ふるもの表彰  
に用ひたるあり。尚ほ皇の字の古文の下半に就いては二  
様の觀察法あり。即ち、

其の一

主

此の皇の字に見る如く「土」を以つて大地の意と亦す觀かたあり。こは支那大平野の地平線の上に旭日の上れるさまを「坐」に於いて、兩人が地面に立てるの意を「主」と書か水たるものと同様に解し得るあり。こは皇の字の下半の一解法なり。

其の二

神燈などの祭具の象として見る如く、一種の器物の台として見る。その器物の象が即ち「王」の字をなせるものとなすなり。こは主の字より解きうるあり。

主の字の古文形

𠄎

召伯虎敦

古文番

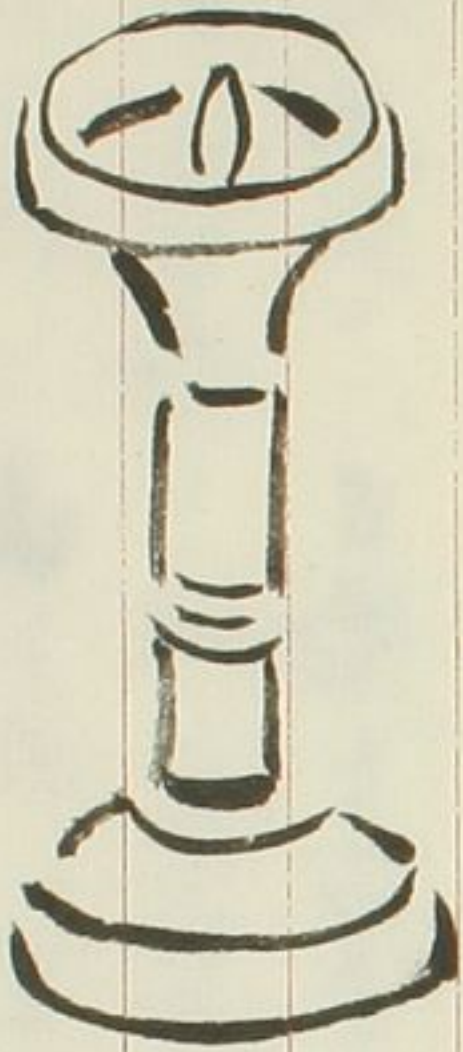
主の字は説文解字に云ふ、鑑中の主也とあり、主は一に室

主

漢史 漢史官壺

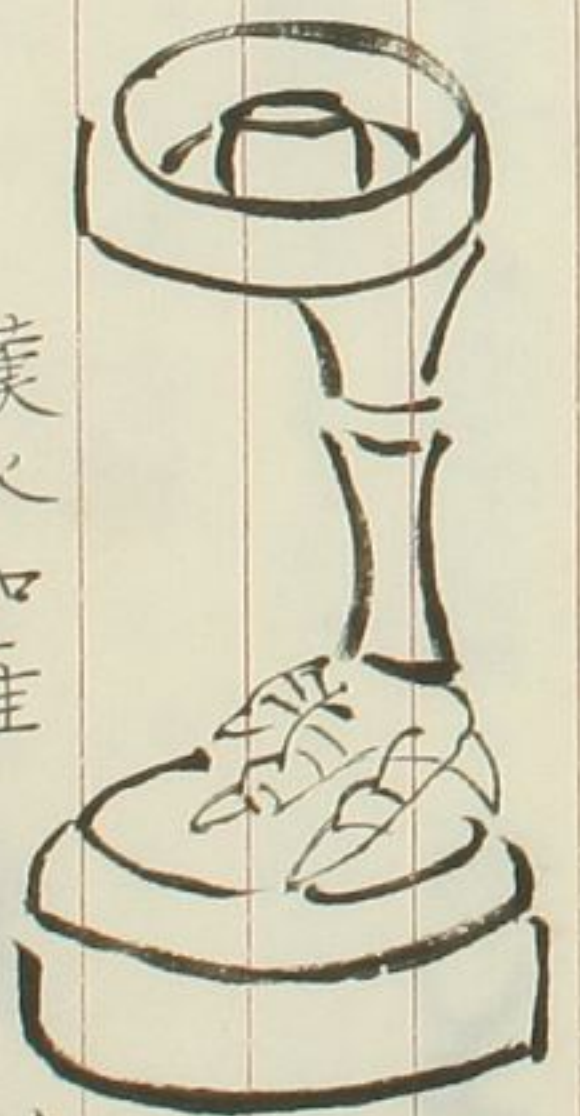
種古鐘鼎彝器款識

也と書かる。堂前に火鑑の供へられたる形なり。公羊傳注に室狀方正中央も穿つ天子長尺二寸諸侯長一尺とあり、金索卷三によれば漢代の鑑の形を参照するに次ぎの如きものあり。即ち、



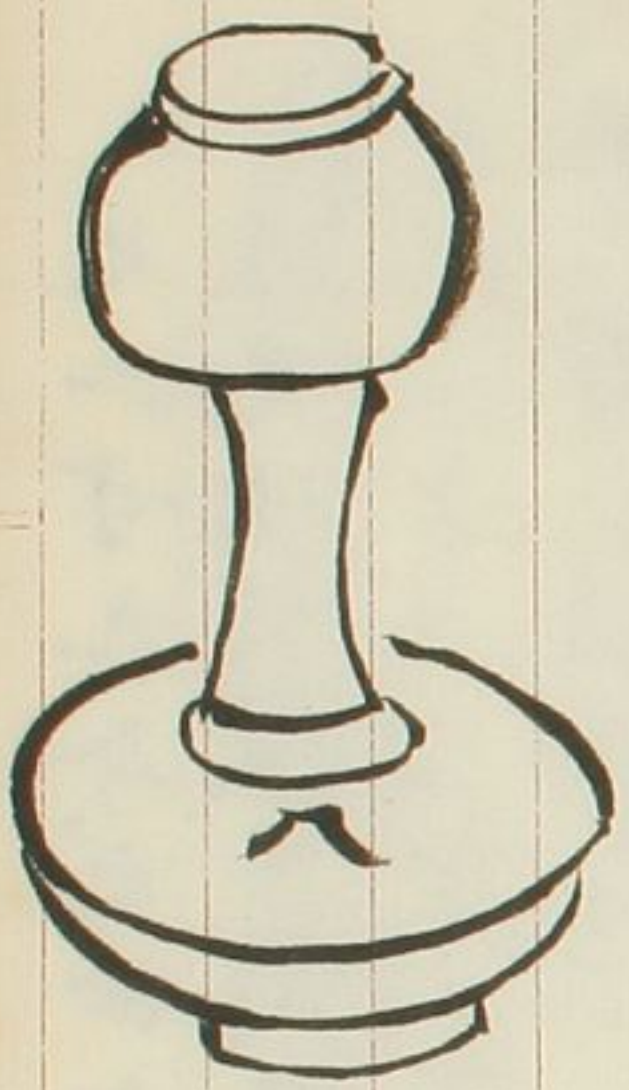
漢代 内は鑑

高さ一尺一寸面徑六寸三分



漢永如雁

銅雀足、八寸重六寸



漢博山鑑

蓋を通して高六寸八分深二寸七分口径三寸四分腹圍一

尺二寸九分、重四十六兩、(西清古鑑) 鑪は火床火函、手  
爐、丸爐、焜爐等の名にて呼はる。

これによれば、皇の字の下半は、此の形をその元始形と考へ、且つ質も粗末なるものと見る時は、實際に近きものを長方  
髹せしめうべし。主の字の形の示せる燈火は、その光  
の意味弱き故、之を強烈に表示せん為め、その **主** のかたち  
せる部分 **山** を特に變化せしめて、光威赫々たるものとなし  
則ち日輪を以つて其上半に換へたるものに非ざるか。即  
ち上半に日輪をおき、下半に本来の燈火器の形 **王** を示し  
たるものに非ざるか。上古火編を書き加へたる焜の字は  
なきに非ず、例へば尤の如きもの、

**火皇**

銘勲鐘

攷古

**焜**

鄒子鐘

薛氏鐘鼎

款識

(四六)

の如きものおきに非ざれとも上古は更に單に皇の字のみ  
にして而も焜の字を示せしものに非ざるか。皇が光の  
意を失ひたるとき、即ち **大也** の義をとるに至りて、茲に別に  
火偏を加へたるに非ざるかをうたがふ。かくて皇の字の  
構造はその本来の火の光れる皇(燈火器)の意に非ざる  
か。而してその冠部に太陽の象をもち来りしは更にその  
度の強きを示すものあり。

頌敦の銘に曰く

天子不顯會休甲

世斯世皇

皇。丹。安。女。皇。尊。  
(下略)

釈文曰、

天子不顯魯休用

下(作)朕皇考龔吊

皇女(汝)龔始實尊

鼎(下略)

此の文に於ける皇の字は正にその通有形ふるが、こ水即ち日の光線を放てるの象と見ることを得るあり。想ふに太陽の象形を鑑形を鑑上に冠せし考は、火(火)を祭るの思想に基けるものにして支那上代の傳説中より炎帝(神

農氏)の名称見一たり。文字の構造よりすれば炎帝とは一種の屋蓋おき高き祭壇ふる象形と、その上に天を祭るべき火をたいたるの家とを配したるものと見らる。農を一方に標榜する神農時代に火を祭りて、火炎によりて上帝を呼ぶにふすの思想は正しく此の字面の上に認めらるるなり。こは宛るも比較法制史上の研究と密接の關係あり、即ちローマの古代より外に大人は農に従ひ、内に少女等(少女)が火を絶えさざらしめんとて、看守せるの古習に比ぶべきなり。而して造字のとき、祭火祭炎の思想が軋じて日輪を祭るの思想に移るふと、又その逆の場合がその禮拜の対照物を表彰し、その崇高の念を此の字によりて聯想せんと欲するものなり。皇の字の起源に日輪説を仮定するふと以上の如し。觀察の方法を變ずるときは皇の字の古文

宮内省

皇 是或は王冠説よて解くを妥當ふりと思惟するもの  
あれども予は寧ろ日輪説を取るふり。

以上の理由よりて皇の字の起源はほぼ想像するを得  
べく従つて説文に見ゆる如き鼻起源説即ち皇の字の上半  
が自(鼻)の字ありことの説はその歴史的オーソリティーあ  
るに係りず自介は賛する能はざるふに。参考の爲め鼻の  
字を先示す。

鼻の字の古文形

商鐘

薛氏鐘昇款識

蛟篆鐘

喃堂集古録

蛟篆鐘

博古圖

楚公鐘

積古齋鐘昇  
薛君款識

これら鼻の字の古形は皇の字に見ゆる上半の部分と相

違せるかが判る。唯秦篆以下の皇の字の上半或は自の字  
に或は白の字に書くに至り此の鼻字説を生むに至りしも  
の如し。

皇の字が皇天と云ひ皇上帝と云ひて大の義の存する又  
盛大の義あるその外美の義煌の義すべて之を日輪説よて  
説かば容易に解き得るふに。然らば何故に皇の字が君王  
のシンボルとして恰好のものとして用ひられたるか。皇  
の字に日輪の存する現象は之を古代バビロン(Babylonia  
(B.C. 2000)に於ける太陽の象が日神として祠前に供へら  
れたるを見るも之を解し得べし。而してこの太陽の象は  
さふから支那の皇の字と多少相似たるものあり即ち次の如し。



古代バビロニア國  
太陽の象形



支那上代殷代の銅器又は亀版文字は未だ皇の字の形を見出さざるふり。傳に所謂周書には之を見ること多きふり。今茲に積古齋鐘鼎彝器款識所録の豊今尸敦の銘に見ゆるものを再録して之をバビロニアの日輪の象形に比較するに頗る相似あるものあり。支那文字の古さは必しもバビロン時代に遡りうべからず又その兩者は歴史的干係はあしと雖もその古文形は偶然ありと雖もよく相似且つ支那の此の古文は周代よりも更に古き時代に本づけるものに非ざるか。書經堯典に寅んで出日を賓ふとあり又寅んで納日を餞すとあり。此の敬みて太陽の出没を導き又送るとの思想は畢竟するに太陽の崇拜思想に本づけるものに非ざるか。皇の字の原義が大光の義にして日輪の象形ある偶然に非ざるあり尚音の關係に於いても皇の

*King, Kuang* なる古音は宏の *Kuang* 光の *Kuang* 一致せるを見るふり。

皇の字の起源に就いては以上の如し學者輒もすれば皇は王也、王の字を念はざるべからずとなす秦漢以後の字として、は可ふるも周或はそれ以前の解釈に之を類推するは學術に頗る危険ありのみならず根據あき説ふりと思惟す。尚皇の字の下半を王の字と見るもの亦多ければその王の字とは本来いかある形をふし如何ある意味の文字ありしかを少しく述べ添ふべし。

王の字

王の字は古音 *Kang, Kuang* である而して王の音 *wang* は日本の音ワウの本音なりと *kwang* ともその頭音wの前にん又はん等の音ありしは疑ふべからず。次ぎにその原義

宮内省

に就いては古来王とは歸往の義ありとて歸往説の行はるること久し。されども荀子の正論篇に天下歸之謂之王とあり。説文にも王は往也天下歸するところ也とあり。易の坤の卦にも或從王事とありたり。また書の洪範に王道蕩々とあり。

詩經小雅には宜君宜王とあるあり。すべて王は天子のことも指し君(諸侯)の義とは區別せられぬたり。而して秦漢以徃諸侯が王と稱するに至りて王の意義は著しく拡張せられだり。されども熟考ふるに本来王ふる文字の指示しぬたる人間は社会上如何なる位地程度にありしものありやその階級の一般について見るは必要あることあり。予は文字構造の上より之を觀察するを便とすあり。

王の字の構造に就いて旧来の説は孔子及び董仲舒一派

(四六)

の三才(天地人)説なり。曰く王とは一以つて三(天地人の象)を貫くものなり云々と。此の解は餘王に哲學的なり後世の哲理にて古俗を律したるの嫌あり。加之上古元始的の字形に三の字に從へるもの一も見ることもなし。故に三才説は首肯しかたき説あり。卑見よては前人未だ説を新にせざるも次ぎの如く推定しようべしとなす。即ち、

一、王の字の古文は宝玉の象形に出でたること、

二、五玉(五瑞)の愛玩は上古以来漢人種の歴史に常に見るものあり。璿璣琅玕等種々あるうち、玉 *nguk* は

最上のものでして王字形に細工加エせられてあり常に首長君王等國を守るものが玉製 *P* を用ひし古習ありしあり。それが一般化して玉の概稱となり。又玉の使  
用者(王)を表示するに至りしものに非ざるか。

宮内省

玉の字の構造は此の二段の觀察より説明せらる。尤に事実を摘記して之を証明せん。

一、玉の字の室玉象形説

古来玉の字の形は神聖視せられ特に玉の字との混同を避くる爲めの方法が講ぜられ玉の字の中央横棒は三才のうち人に象る。故に天の象ふる上の横棒に近く引くべし。又玉の字（もと玉の字点を打たず）に似たり玉は旧形のままたして玉（玉）の方に点を打つべし。などと俗説類々たり。これ玉と玉とはもと同一の象形字なりしか故に文化の程度進みし時代に之を區別せんとするは必然に起るべき現象あり。然らば上古玉と玉とは如何なる形に書かれてありしか。之を比較する必要あり。先づ玉の字を左に示す。

玉の字の古文

(各種)

齊侯罍

篤清館金文

毛公鼎

說文古籀補

惠玉印

拓本

古歷勝錢

金索

召伯虎敦

拓本

詛楚文

(圭玉の字)

その他玉は玉串として

多

(釧形)のやうに書かれてあるものあり、算盤球の形して中に紐の貫通せるものと見らるるあり、後世賞観用の珠璧は多く球状をなせるも上古のものはおかくの如き形をふし、それが玉の字に残るあり。其の四珠ふるは圭(後の俗形珪)の字に残る、其の他玉は往々環

の四珠ふるは圭(後の俗形珪)の字に残る、其の他玉は往々環



状をふせるあり環の字の古文に之を見る。即ち次の如し。  
環の字の古文一例（抄録）



望敦



筠清館金文



京叔華

筠清集古録

これによりて、上古宝玉の玉輪が後の所謂（玉篇）の字にあたることも察しうべきあり、その他尚玉の象形として解せらるべきものには、工の字あり、こは臆説ふれども尤にその卑見の本づく資料を示しておくべし。

父丁彝

拓本

穆公鼎

筠清集古録

龍敦

薛氏鐘鼎款識

祖癸鬲

西清古鑑



敦敦

筠清集古録



師寰敦

筠清館金文

許慎の説文解字によれば工の字は人の規矩あるに象ると解釈せられ居るも丁形定規の類のものとは思惟せられず。或はこは宝玉細工の意に非ざるか。玉の細工加工には曲線美を彰はす点に技巧を要するものとなせるにあらざるか。工の字玉の字の古文互に承接の関係あるに似たり。尤に宝玉尊尚のことを述べて玉のシンボルとあるに至りし径路を觀察すべし。

二、玉の愛玩尊尚の思想

先づ文字上にて玩の字を見るに此はもと玉偏を有せしことば云ふをまたず。例へば古代の字形に於いて

丁口卣

頊の字

宮内省

積古齋文

璣

璣

璣 璣 古籀補

璣の字

說文解字

弄

弄の字

說文解字

璣

の如きあり、こは玉の字を偏とし或は冠とあせる相違はあ  
るも等しく玉を含めることは争はれざるあり。其の手に  
弄ひ璣に掛くる所のものは玉ふらざるべからず。神農氏  
顛頊の璣亦尚玉の思想を示せるものと見るをうべし書經  
舜典のうちにも舜が五瑞を輯むの語あり孔子傳に公侯伯  
子男の瑞圭璧を歛む云々又五瑞を諸侯に還す云々とあり  
玉に種々の差等ありそれく五等の貴族にシンボルとし  
て授け居たるものと猶後の印璽を授くるの風に似たりし  
もの如し。玉は君子の徳を聯想せしむるものとして古来

(四大)

尚ほ上古國者玉節を用ひたること 說文に見え又史記和  
氏の徳の如き争ひさへも之を見るあり。

先秦時代の文献に之を見るも亦多し。例へば、

詩大雅韓奕に

韓侯入朝以其珪入覲于王。

とあり、珪の珪は即ち此ル玉あり。また、

同じく詩大雅嵩高に、

錫爾珪。以作爾室。

とあり、その外、

韓非子難篇に、

君収其璽、納璽、懷印璽

とあり、その他韓非子には璽のことを云へるところあり。

玉に対する古来漢人の趣味はかくの如く強く且つ高し

宮内省

蓋し玉は其の質の貴きのみならず、外國産あるが故に珍奇とせられたるにあらざるふきか。崑崙、干填、地方のもの書経、禹貢によれば、瑤琨、珠璣、玕玗、上中下各種の玉の智識ありしを伺ひうべし。史家の説によれば、禹貢は後世の偽作の一として非難せられ居るも、之れによりて古代の漢人が宝玉、宝石を珍とし、尊重せしことは動かす可からざるあり。且つ又文字上、上古より瑊の字、琢の字、玼の字などあり。即ち、

**玉**

瑊の字  
宰辞文敦

**玉**

瑊の字  
寶父鼎  
筠清館金文

何れと玉の細工に因める文字あり、尚これらの玉は白玉を以つて貴しとおし、礼記、玉藻にも、天子は白玉を佩ふとあり、白玉に加エせられしものを貴びたるに似たり。而し

てその玉の形は如何ある形ありしか、今之を詳にせざるも、吾人は玉と王の字とが上代に全然一致せるよりすれば、或は玉とはもと王の字の形と物が同一物を象どりしものにて非ざりしか。即ち王とかきて、之を玉ともよみ、王とも読まれつ、ありしものに非ざるか。尤に王の字の古形を示す、

**王**

豊姑敦  
積古齋金文

**王**

仲備父鼎  
王 齋金文

**王**

商宮仲鼎  
嘯堂集古録

**王**

温伯敦  
拓本

**王**

巳酉方彝  
嘯堂集古録

**王**

效父鼎  
拓本

**王**

伯辰鼎  
筠清館金文

**王**

元癸卣  
嘯堂集古録

宮内省

王

文王鼎

鳴堂集古録

父丁彝

王

拓本

王

召公尊

博古圖

達蓋

王

拓本


これらは王の字とよまれ又時に玉の字として読まれたる文字あり、即ち同一字にして両者に用ひられたるものあり。蓋し玉は上古より部落中畏敬を受けたるもの又実權を收めたるもの（酋長貴族等）の印節として或はシンボルとして使用せられたるものにあらざるか。

礼記曲礼下に

君故なれば玉身を去らず大夫故なれば毀を徹せず。士故なれば琴瑟を徹せず

とあり、以つて玉と王及び王と國民性との関係を見るべし。

(四六)

されば玉と王の字との干係はこれにて動かす可らず。然るに皇の字の下半、皇は王の字の如く見ゆるも、實際に於ては王の字を含まず。王に非ずして土なり。その土は圭の字の古文に見ゆる如く、圭の台なり、の如きものなり、王に關係なき字と知るべし。

(四) 族の字

族の字は古音たけなり。而してこの古義に就いては種々あり。されどその属の義なるを以つて古義となす、即ち

詩經魏風汾沮洳に

彼汾一曲。言采其蕢。

彼其之子。美如玉。美如玉。

殊異乎公族。毛傳に云、公族公屬と、族屬同語なり異字同音たり。また

書經堯典に、

帝曰咨四岳。湯湯洪水方割。蕩蕩懷山。襄陵。

浩浩滔天。下民其咨。有能俾乂。兪曰於緜哉。

帝曰吁咈哉。方命圯族。

とあり、蔡溥に族は類也とあり、こは義解なり。而して前者族と同語ふ也。

この外族は周礼に於いても解くこと詳なり。されどもその要は族の本義を以つて姓（百姓の姓）の義となし又高祖より玄孫に至る九族の義又母の族妻族などの限られたる義に見たるもあり。全体の上より云へば族の字の古義は尤の四者あるあり。即ち、

(四大)

なり、されど、こは言語上のことのみ、若しその文字上より之を云へば、族とは上代の軍事に關係する意味を有し、またその祭達構造がかゝる意匠に適するやう作られたるを見るなり。即ち尤の如し、

族の字の古文

𡗗

𡗗

𡗗

毛伯彝

刘心源、古文蕃

師酉敦

積古齋鐘鼎彝器款識

召公尊

南宮仲鼎

嘯堂集古錄

毛公鼎

召

嘯堂集古錄

召

嘯堂集古錄

召

說文古籀補

召

この他なほあれども大同小異なれば茲に省略す

さて此の文字に於ける要素は二個なり即ち次の如し。

一、其の一

𠄎

𠄎

𠄎

二、其の二

𠄎

𠄎

𠄎

𠄎

これなり。第一の形は之を何となすや今之を定むる前に、これに近き形をおせる文字を集め見るに次ぎの如き構造の文字あり。

旗の字の古形

且乙酉

契古樓文

𠄎

旅の字(車の字を含む)

周彝、拓本

𠄎

旅尊

西清古鑑

𠄎

散氏盤

積古齋本

𠄎

虎簠

積古齋本

𠄎

舉尊

西清古鑑

𠂔

大司工簋

筠清館金文

𠂔

伯其箕

筠清館金文

以上七字はいづれも旅の字の古文形なりとす。

𠂔

旂  
積古齋本

𠂔

頌壺  
積古齋本

𠂔

邠敦  
改古

𠂔

伯旅敦

筠清館金文

𠂔

晉姜鼎  
嘯堂本

𠂔

宰辟父敦

嘯堂集古錄

以上六字はいづれも旂の字なり。

𠂔

旂の字

𠂔

旂の字

積古齋及從古堂

𠂔

子執旗兵

積古齋鐘鼎款識

これらの例によれば自らその𠂔の形が即ち旗の象形たることを首肯しうべし。然らば族の字は於いてもこは旗の形即ち旗旒と旗竿との結合せる形の書かれたるものなるを知るふり。次ぎに弟二に示したるもの即ち𠂔は何物なりやと云ふにこは疑ふべく矢の字なり。こは又他の多くの例によりて証明しうべし。

矢の字の古形

𠂔

伯爵彝

積古齋

𠂔

父丁尊

博古圖

𠂔

虔彝

西清古鑑

𠂔

同上

嘯堂集古錄



祖丙爵

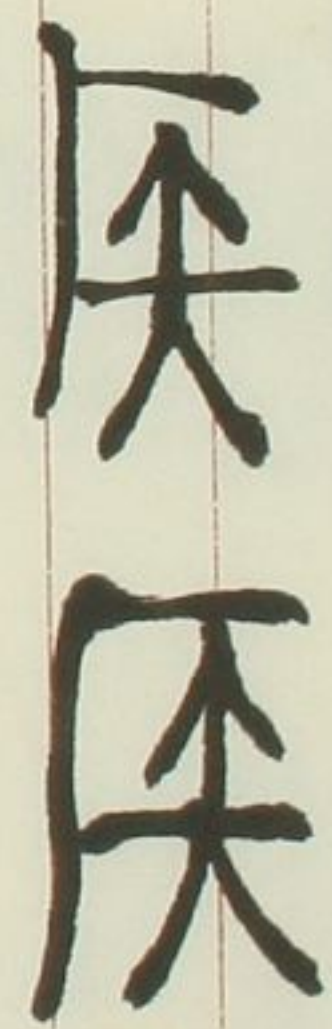
嘯堂集古錄

以上五字は矢の字の單獨体文字なり。



伯辰鼎

筠清館金文



齋侯鑄

筠清館金文



召公尊

嘯堂集古錄



禽彝

積古齋本



井侯尊

古文審



叔姬敬敦

筠清館金文



漢壽命昌銅器

積古齋本

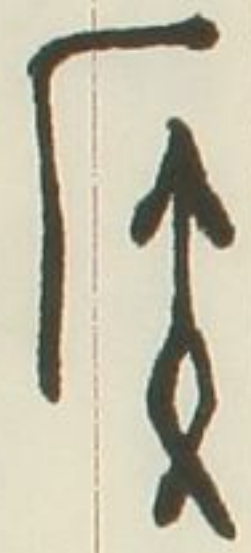
これらの八字は矢の字なり、尚金文をはなれて龜版文よりの類字を求むれば尤の如きものあるなり即ち、龜版文上の矢の字關係文字



雉の字

殷虛書契

卷二の三十一頁



族の字

同上

卷二の二十八頁



矢の字

同上

卷一の五十二頁



(未詳)

同上

卷一の五十二頁

これらの矢の形は或は金文のそれと一致し或は一致せざ




るものありと雖も要するに矢の字をふくめることは疑なし。況んや本章に論ぜる族の字そのものと同一のものもあるなり、即ち、



族の字

殷虚書契

卷七の二頁

の如し、こは亀版文にして今を去る十五年前支那河南省安陽河畔より出土せし殷代の亀卜文字にして、こに現はれたるもの往々にして鐘鼎の古銅器よりも古きものあり此の族の字の如きその果して金文のそれよりも古ことばふすべからざるも以つて旗と矢との二要素  とより成れることは明なり。

さて説文によりて族の字の構造を見るに矢鋒也之を束すること族々たりとあり固より後に鏃の字の存する如く

金製の鏃と云へる如く武器の名に用ひられしこともありしふるべし。されども族の字本来の成立はそれには非ずして一族一部落が一つの君后の下に集まることを意味せしものに非ざるか而して君后はそのシンボルとして旗を用ふることに古代ゲルマンその他多くの民族史上に明に見えたるどころより、されば一の旗の下に集まりて之に弓矢をそふ一備武あり、防備あることを示したるもの、こに族の字が旗と矢との要素を有する所以に非ざるか。亀版文には尚旗とその之を守るの人との合字にして游の字の形したるもの見えたり、こは金文にも見えたる字あるがすべて上代まではかくの如く旗の下に集まり旗の下に備武のシンボルを書き添へてその合意を以つてその部落その部落の中心を示すやうに組まれたるものに非ざるかと考へらる

るあり。族の字に就いての研究以上の如し。

皇と族との両字の別々の研究はかくの如く皇は神前又は祖廟の前に供へられたる火番に更に太陽を加へ配したるもの而して族は上代の一部落の長の居たるところに弓矢のそふゝあるを示したるものと云へることとに帰着するなり。而して此の皇は光る義族は武備あるの義あるのみ後軼じて皇が天子の義をとり、族がヤカラの義をとるに至りしなり故に本来は皇と族とを熟語の如く結合せしむるも何等合理的の考の出づべき理あきあり。之を皇族と云へる一語として用ふるに至りしは近代のことに属し上代にはかかる語なし。ここには「皇族」ふる語の研究は非ずして右の両者の一字一字の研究たるのみ。故に二者を別々に説

きてその本来の構造上の意味を解剖して明かにせしのみ。尚こ此以上に進みてその語源ふども究の又變遷を見ることも趣味あることあるべし。ここには要領を述べしのみにて他に及ばず。

### 第三章 皇族の範囲及び類別

皇族の問題は日本に於けるよりも支那(清朝)の方一層論述しかたし。その數に於いても數千人以上に達し、恐らく吾國の皇族中支那のそれの如く數に於いて深えたるはあらざる可し。蓋しこは皇族の性質の然らしむる所に於て又皇族の制度そのものが招ける結果ありと云ふ可し。日本に於いては皇族は皇族としての体面を維持し得る方

法立てり。又實際その体面を保持せるはと事實あり。されど清朝に於いては必ずしも然らず。皇族にして實際は賤民にも劣るものありとは屢聞くやあり。されば清朝の皇族は之を類別するに何を以つて標準とあすべしか。これ最も重要なる問題なりとす。

清朝皇族はその身分の高下を富を以つて律すべからず、爵を以つて律すべからず。特権のみを以つて律すべからず。然らば何を以つて之を決すべしか。業するにそれは、血統の如何によるを最も妥当とあす。詳細は後の有爵皇族の範囲述ぶるべし。今その要を茲に摘記せば次ぎの如し。

清朝の皇族は其の範囲極めて廣しといへども之を大別すれば宗室と覺羅との二者とあす。とあす。宗室と

は顯祖宣皇帝の直系の子孫を称するなり。而して覺羅とは其の傍系を称す。又宗室を別ちて有爵者無爵者の二者とあす。無爵宗室は一つに間散宗室とも云ふ。有爵宗室は又世襲替るべし。世次遞降するもの。世の二者あり。これら種々の區別によりて其の皇室に対する關係及び各自の特権に就きては較異同あるを免れず。覺羅に關しては刑法上の保護。他の特権に就き二三の規定あるに過ぎず。故に多くこれについては述ぶべき事なし。今此の宗室の方の皇族即ち有爵宗室に就いてその大要を述べし詳細は次章にて述べん。

第一 有爵皇族の大要

宗室の有爵の等級は分ちて十四とあす。(一)和碩親王(二)世子(三)多羅郡王(四)長子(五)多羅貝勒(六)固山貝子(七)奉恩鎮國

公(ハ)奉恩輔國公(カ)不入八分鎮國公(キ)不入八分輔國公(ク)一  
二三等鎮國將軍(カ)一二三等輔國將軍(ク)一二三等奉國將軍(ク)  
(由)奉恩將軍これあり。

(注意)

八分カは天命年間即ち十七世紀の始め(一六一六—一  
六二六)我が寛永三四年の時に八和碩貝勒を立てて議政  
に任せしめ各官属を置くことを許された事。ハハを八分  
とふす。後ち西紀一六二七即ち天聰以後宗室内に特恩を  
以つて公に任ぜられたる者及び親王の餘子公を授けられ  
たるものあり、これらは均しく八分の列に入るハハを許さ  
れざりき。功あり陞りて貝子に至り始めて之を准ず。過  
あり降して公に至る者亦其の八分に入るハハを得ず。不  
入八分の名蓋しハハに本づく。(大清會典卷の一、及び大

(四大)

清會典事例卷の二、参照すべし。

定例によれば皇子生れて十五才に達するときは宗人府  
より上奏して、授爵を請ふ。其の錫はる所の等級に至りて  
は、一に欽定に由り、別に何等一般の規定を設くるハハを  
但し茲に注意すべきは、清國の皇子は我國の皇族に於ける  
如く、その降誕と共に、当然親王若しくは王とあるハハを  
その生るるや、均しく阿哥と稱し、成年に至りて始めて封爵  
を授くるハハ。而して皇子は必しも親王若しくは郡王  
を授けられず、此ハ等の上級封号を錫ふは寧ろ特別の恩典  
に属し、貝勒以下公爵に列するもの亦決して少しとせず、均  
しくその賢否功過によりて陞降を命ずるハハあり。  
マイヤース氏は云ふ。皇子丁年に達するときは、大抵第一  
若しくは才二の爵を錫ふ。と蓋し親王郡王を指して之を云

宮内省

ふあり。されども歴朝授爵の次第を考ふるに未だ必ずしも然らざるが如し。(Meyers; The Chinese Government

Page 3.)

宗室の襲爵は親王以下皆一世毎に爵級を降すを原則とし唯或る王家に限る世襲罔替の特権を有するあり。

通次降爵の宗室

定例によれば親王の嫡子は世子に

郡王の嫡子は長子に封せらる。おれ均しく持旨に由り欽賜せらるるものにして、欽賜を経ずして猥るに自から稱するあり能はず。他子は二十才に達したるとき宗人府より

奉請し繙譯馬、射を試験しその成績によりて爵を賜はる。之を考封と云ふ。三項共に成績優等あるを第一等とよし

二項優等あるを二等とす。但しその時他の一項は平あるものたるべし。一項優等にして二項平又は二項平若しくは

二項優、一項劣あるものは、三等、三項皆平又は一項優、一項平、一項劣あるものを四等とす。一項優、二項劣、二項平、一項劣、一項平、二項劣、又は三項共に劣あるは之を五等とす。

成績才一等あるものは、親王の子にして、嫡出であれば不入八分公を授け、庶出は、二等鎮國將軍を又別室に居る所の妾媵の出は、三等輔國將軍を授け、郡王の子、嫡出は、一等鎮國將軍、庶出は、三等鎮國將軍、又別室に居る所の妾媵の出は、三等奉國將軍を授くるものとす。

成績二等以下は前述の爵に照し各一等を下し、才五等の成績に列するものは、封を停む。貝勒以下の宗室封爵を授くるあり亦同じ。唯不入八分鎮國公以下は嫡出のみを考授し、其の他庶出及び妾媵の出は考授を請ふと能はざるものとす。

親王の世子、郡王の長子は父王の薨逝によりて其の爵を襲ぐべきを得。但し、その原爵より一等を下して襲爵せしむ。親王を襲ふもの郡王とあり。郡王を襲ふもの貝勒とあり。貝勒以下の嫡子降襲するを亦同じ。唯降襲に一等の範圍あり、親王逐次降襲して鎮國公に至り、郡王降襲して輔國公に至るべきは各該爵を以つて世襲替るべし。又貝勒は不入八分鎮國公、貝子は不入八分輔國公、鎮國公は一等鎮國將軍に輔國公は一等輔國將軍に逐降するを以つて最極限せしむ。之を超え、降爵するべし。又その他は在りては、最下爵級、奉恩將軍に至るべきは其の嫡出はなほ原爵を襲ひて世世かこるべしとなし。

大清會典には親王嫡出を世子と曰ふ、親王を襲ぐとあり、又郡王の嫡出は長子と曰ふ、郡王を襲ぐとあり。之により

て見れば會典の規定ありしまでは親王と郡王とに限り、永世襲爵を許されたるあり。然れども此くの如くは親王、郡王年を追ひて繁衍し、冗濫の弊を生ずべく、朝廷之を待つに困難を生ずべきを以つて、特別の干係を以つて未だれる王家を除き（その王家は後に云ふ）其の他はすべて一世毎に一級を降すべしと定められたり。乾隆三十九年の上諭に、

恩封の諸王、爵をつぐには、次ぎを以つて逐降すべし。蓋し恩を承け爵を封ずるは、よろしく親疎の別あるべし。若し限るに等差を以つてせざるべしとありば、國家に憂世のとき、王爵愈積愈多くなり、既に冗濫を免る能はざるに至らん。且つ勲勞せ及のものを区別する所なきあり、云々とあり。欽定大清會典事例、卷二、皇朝通典、卷三十一、參照。

封爵の表については後に有爵皇族の部に述ぶべし  
ば亦には省略に従ふ。

次に皇族の他の種類として擧ぐべきは世々替るふと  
ふき爵を有する皇族のふとあり。所謂世襲罔替の宗室ふ  
り。前にも述べたる如く一般の有爵皇族は逐次降爵する  
を例とあすも雖も又例外として世襲罔替の特典を受けた  
るものあり。

國初懿親を以つて依命元勳とあり功勞殊に著しきもの  
若しくは治世に在りて國事に尽瘁せし者は本人子孫をし  
て永世承襲せしめ後の襲封者にして大逆を犯し身重辟（  
大罪）に陥ると雖も又必ずその近支をして襲封せしむる  
ふせとせり。かかる親王家郡王家は一にして足らず今親王

(四大)

家郡王家にして此の特典に浴するものを挙ぐれば尤の如  
し。

その一、禮親王

太祖の二子、和碩禮烈親王岱善の後あり

その二、睿親王

太祖の十四子、睿忠親王多爾袞の後あり

その三、豫親王

太祖の十五子、和碩豫通親王多鐸の後あり

その四、肅親王

太宗の長子、和碩肅武親王豪格の後あり

その五、鄭親王

顯祖の孫、和碩鄭獻親王濟爾哈朗の後あり

その六、莊親王

太宗の五子、和碩承沃裕親王碩塞の後より

その七、順承郡王

太祖の曾孫順承恭惠郡王勒克德渾の後より

その八、克勤郡王

太祖の孫克勤郡王岳託の後より

その九、怡親王

聖祖の十三子、和碩怡賢親王允詳の後より

案ぶるに、礼親王より克勤郡王までの六親王二郡王家は、みふ國初勲勞效著ふを以つて乾隆四十三年に定めて、**世襲罔替**とす。俗稱して**八大王**若しくは**鑲帽子王**と云ふ。其の累世かゝるふきを云ふあり。

怡親王は原封者を允詳と云ふ。聖祖の十三子ふり、夙に慈愛を受け、雍正帝立つに及び之を助けて國務に尽瘁せしを

(四大)

以つて其の薨ざるや、特に定めて**世襲**とふし、乾隆三十九年上諭を以つて再び確定したり。

(東華錄雍正十七年、嘉慶重修大清會典卷一、大清會典事

例卷三、*Magistrs; Chinese Government* (Page 3)

また案ずるに、光緒帝の生父醇親王及び叔父恭親王は特に**世襲罔替**の特典を有す。是れに由りて見れば、清朝末に於ける親王若しくは郡王を世襲するものはすべて一家あるあり。

(光緒諭摺彙存参照のちと)

第二、無爵皇族

宗室にして爵なきものは之を間散宗室と云ふ。即ち鎮國公、輔國公以下の婢妾の子、不入八分鎮國公及び輔國公以下

宮内省



側福晋側室及び婢妾の子奉恩將軍の餘子（嫡子を除きその他の嫡出）以下はみみおれあり而して宗室たる身分は國法にふれて逝去せらるる外決して之を失ふあやあきを以つて清朝國を建ててその末路まで三百年宗室人員の繁衍するおと固より恠むに足らざるあり。國家は特別保護の法を設けて其の体面を保たしむるの策を講ずと雖も咸豊同治以来國庫支出の結果安んぞ之を顧みるのいとまあらんや。宗室の名を有して一家の衣食をすう謀るおと能くおるもの往々にしておれあり。故に宗室を以つて我が國及び歐洲の皇族と一様に視るときは大なる誤謬に陥るものあり。

第三 皇族の正室

(四大)

凡そ親王親王の世子郡王郡王の長子の正室を稱して福晋と云ふ福晋とは滿洲語にて皇族の正室の義あり邦語の御息所にあたる。又親王親王の世子及び郡王は福晋の外其の側室の或ものに対して側福晋の封号を奏請するおとを得即ち

一親王の側福晋たるものは四人

二世子及び郡王の側福晋たるものは三人

とす。これらは宮廷にて其の称号に対する一定の待遇を受くるものとす。

郡王の長子より輔國將軍に至るまでの正室は之を夫人に封ぜらる。

奉國將軍の正室は淑人に封ぜらる

奉恩將軍の正室は恭人に封ぜらる

又郡王の長子及び貝勒は側室二人、貝子鎮國公及び輔國公は側室一人に對して封号を奏請する事を得、但し其の封号は別に側福晋の如き尊稱を賜るに非ずして唯側室たるの地位を認定して以つて一般の側室と區別せらるるに過ぎず。又凡そ側福晋及び側室の封号は子女を生みたる後に非ざれば奏請する事を得ざるものとす。

次に公主格格宗女等に就きて見るに

凡そ皇女はすゞて之を公主と稱す。

親王以下の女はすゞて之を格格及び宗女と稱す。

公主は分ちて次ぎの二とあす。即ち、

其の一 固倫公主。

其の二 和碩公主。

固倫公主とは中宮の出ふるものの稱にして、

和碩公主は妃嬪の出ふるものを云ふあり。

若し中宮宗室の女にして撫養して下嫁せしむるときはまた和碩公主と稱す。公主の禮遇は固倫公主は親王に同じく、和碩公主は郡王に同一あり。

親王以下の女即ち格格は之を分ちて次ぎの五類とあす。即ち、

其の一 親王の女を郡主と稱し

其の二 郡王の女を縣主と稱し

其の三 貝勒の女を郡君と稱し

其の四 貝子の女を縣君と稱し

其の五 鎮國公の女を 輔國公の女を 郷君と稱するあり。

親王以下の側福晋の生む所の女、又は側室の生む所の女

は本腹の女に比して各二等を降す。

其の一、親王側福晋所生の女を郡君と称し

其の二、郡王側福晋所生の女を縣君と称す

るか如し。郡主以下の礼遇は郡主は郡王福晋と同一あり、  
縣主は貝勒夫人に全じく、郡君は貝子夫人、縣君は鎮國公夫  
人、御君は鎮國將軍に全じ。

凡そおれらの格格は許婚后に非ざれば封号を度くるべ  
とふし。即ち許婚の後宗人府に報じ府より應授の封号を  
查明し礼部に移咨するに非ざれば封号を受くることあき  
あり。礼部は之を度けて天子に奏請するものせす。格格  
五等の封号に渡れたるものは之を總称して宗女と云ふ。  
宗女の礼遇に至りては貝子側室生む所の女は五品俸あ  
り。

鎮國公輔國公側室生む所の女は六品俸とす。

不入八分公以下側室所生の女は俸給あきあり。亦封  
をも授けず。何等特別の礼遇あるべしあきあり。

公主格格の配遇者たる額駙は其の公主格格に尚するの  
故を以つて一定の礼遇を受くるものとす。即ち固倫公主  
に尚するものは固倫額駙と為し、その品級固山貝子に同じ  
く、和碩公主に尚するものは和碩額駙と称し、其の品級超品  
公に同じ。

公主生む所の子十三才に達する時は、各給するに其の父  
の品級を以つてす。郡主額駙の品級は武職一品、縣主額駙  
は武職三品、縣君額駙は武職四品、鄉君額駙は武職五品に同  
じ。均しく指婚後礼部より奏請して品級を欽定するもの

とす。  
以上は清朝皇族の類別にしてその有爵あるもの無爵あるもの及びその正室及びそれ以下のものに就いての概説あり。この内、無爵の皇族に就いてはそれ以上多く論ずるの必要を見ざれば、これに止めおきたに有爵皇族に就き今少しく詳述する所あらんとす。

第四章 有爵皇族の範囲及び其の身分

清朝の天子は天子自らが主権者にして主権者は一人に限る。天に二日なく清國に二王おし。故に清朝の天子は唯一の主権者あり。さればその天子に配せられたる皇后は主権者に非ざるべしと云ふを待たず。主権者に非ざる人

(四六)

は之を臣民となさざる可らざる法理上の結論あり。嚴密に云へば皇后にして既に主権者対当のものに非ざる限り、之を天子と同格と規定するべし能はず。故に天子そのものは主権者あるも、皇后は臣下あるとの論断を下し得るべし。皇后以外の皇族が臣下たるべし亦法理上見易きの理あり。

かくの如く見來たるときは主権者对被治者との干係は頗る明白にして何等疑の餘地おし。されど事實上一般吾人の考ふるべしありては皇族とは天子と皇后とを同一の資格と見おし、而して此の二人を中心として傍系的の大家族組織を形成せるもの之を皇族とふすあり、固よりその血族干係に於いて親近の度に差等あり、必しもその悉くを然りと断すること能はず、殊に清朝は二百五十年の以前に

宮内省

於いてその出登の時既に顯祖宣皇の時親近の血族干係の如何によりて宗室と寛羅との分立を明にしおきたり。されば皇族の範囲は天子そのものを中心中軸とあすとは云へ、歴史的に遡りてその血族干係の如何によりて定まるものあるべきは明白あるべきありとす。然るに皇族の最大範囲即ち皇族として最も中心より遠ざかるもの、換言すれば最早皇族として取扱を受けざる血縁のもの、皇族そのものとの境界は何れにあたりにおくべきかの問題あり。此の皇族範囲問題は天子主お一人説によりて解く必要なきも、父そのものの皇族中に於ける地位如何によりて定まるを根本原則となす故、上は天下唯一人の天子より下は皇族としての最低の地位にあるもの——奉恩將軍の爵——及び間散宗室のもの——を以つて考へざるべからざるあり。

もと子の身分は清朝に於いて父の身分によりて定まるか母の身分によりて定まるか。この問題次第にて子の身分は定まるあり。今清朝皇族の身分を規定する方法を見るに、その授爵の方法の如き父より嫡子に一箇を下げて之を襲かしめ、孫は更に又嫡下するものと一箇あり、即ち父親王あるものの嫡子は郡王に而してその嫡長孫は貝勒に以下貝子鎮國公輔國公不入八分鎮國公不入八分輔國公一二三等鎮國將軍一二三等輔國將軍一二三等奉國將軍奉恩將軍一と順次一等づつくり下げらるるなり。而しては一に父親の爵位に據るふり、故に清朝にては父か皇族あるべきは子はその嫡下せる爵をうくるにせよ皇族としての身分を得るあり。殊に嫡子に於いては之を得るべしと必とし

得べきあり。

然らば清朝皇族は單に父の身分のみに支配せられ居たりしやと云ふに鎮國公輔國公以下不入八分鎮國公不入八分輔國公及び一二三等鎮國將軍等奉恩將軍までのものは子としてもその全部が皇族の身分をうけつぐに非ざるべし。仮令父の身分が皇族ふりと雖も鎮國公以下のものはその子が必しも有爵皇族としての身分を得る能はざるべし。妾腹の子の如きまた別室の子の如き然り。かくの如く父の身分の如何によりて支配せらるる以外に更に或ものに依つて子の皇族たり得るや否やの決せらるるものあり。親の身分に対して子は一段さがりとなり居るべしと明あるも尚更に別の方面より子の有爵皇族としての身分を得る能はざらしむるものあるあり。これを何と云ふや

と云ふに母の身分否母がその配偶者との關係の如何に於るおとされあり。即ち母が父と同等のものありや否や即ち正室の干係ありや側室の干係あるや又妾の干係ありやによりて子はその身分に差等を生ぜしむるやう組織せられたるあり。

これによりて清朝皇族の範圍あるものは皇族の身分問題と重大の干係を有し而して父の全一あるにして母の正側妾何れあるかによりて皇族たる身分を得るべしと得ざるべしとあるあり。同じく皇族の身分を得るもその中に種々の等級あるあり。茲に興味ある一二の例を掲げんか。即ち

親王の子がその母を妾ふりとせんか。即ち別室所居妾の子は三等輔國將軍の身分を得るあり。然るに某し鎮國

御覽  
御覽  
御覽

公の妾の子は有爵皇族たるの身分を得ざるあり、側福晋側室の子にして、三等輔國將軍たり得るあり。更に下つて不入八分鎮國公の妾の子は如何と云ふに、固より有爵皇族の身分に入らず。側福晋側室の子亦然り、漸く正室の餘子にして始めて三等輔國將軍たり得るあり。不入八分鎮國公の場合の妾の子、側福晋側室の餘子も亦之に同じ。若し夫れ父が三等鎮國將軍ありとせんか、その正室の嫡子のみ始めて三等輔國將軍とあり得るあり。

また貝子の妾の子は奉恩將軍とあり得。否その身分を典へらるるあり。長子貝勒亦之と同じ。然るに一二三等奉國將軍の身分ある父の子は、その嫡子にして漸く奉恩將軍の身分を得るあり。

かかる音異ふる現象（或は順当あるやもはかりかたし）

は何の理由によりて然るかと云ふは

第一 父の身分

第二 母の父に対する關係

(正側別妾おど)

によりて然るおとと断すべきあり。こは國々の習慣また法規によりて父の身分のみに重きを置きて、子の身分を定むる國あり、また母の身分に重きを置き、子の身分を定むる國あり、或は父母何れかの一方のみより子の身分を定むるあり。或は然らざれば父母双方の身分を同等の重さに見て子の身分を定むるあり。

支那清朝の皇族の場合に就いて之を考ふるに最後に述べたる場合に該当するを見るあり。即か父が皇族として親王、世子、郡王、長子、貝勒、貝子、鎮國公、輔國公、不入八分鎮國公

不入八分輔國公、一二三等鎮國將軍、一二三等輔國將軍、一二三等奉國將軍、奉恩將軍の何れかに在ると、母が正室、側福晋、側室又は別室所居妾の何れかに在るとの、兩者の身分によりて、子の有爵皇族たる否とが定まり、有爵皇族とあり得るものよきりても、その皇族中の身分が此の兩者の身分によりて攷察せらるる規定あり、而かもその制度組織は實に整然たり。一絲乱れざるの條理を有す。その精細ある一覽表は後に附記すべし。今茲に示さず。要は大清會典宗人府の部、殊にその皇族の範圍定爵の条とに就いては、欽定大清會典事例卷七、二頁に見えたり。會典によれば、清朝皇族は、宗室と覺羅との二種あり。宗室と覺羅とは血族の遠近の差によるあり。此ら皇族は會典規定の支配を受け、普通一般の臣民同様の一般的制裁を被らず、また實際上

の行政上問題に於いても種々の特例を設けおるよし、猶日本皇族が一般臣民と同じきとあるものあれば、清皇族は、自より普通臣民と異ふる一階級をなせるものあるや明あり。

吾人は皇族ある文字上の意味及び皇族の特權等に就き攷究するに先き、清皇族の範圍に就いて大清會典及びその事例に示せるものを骨子として述ぶるをあらわらんとするものあり。

清朝皇族は一言にて蔽へば宗室、覺羅の兩者あるが、こは顯祖宣皇帝の時既にその本支の血統を以つて宗室とあし、而して伯叔兄弟の支族に屬するものを以つて覺羅とあせり。その皇族の人とあるの方法に就いては生子則以告而書於冊のものあることは大清會典規定の如くあるが、皇族



のものは其の毎年三月に宗人府に届出をすまきふると  
なれり。その皇族令に注せらるるとありを見るに、その登  
録せらるる手續は左の如し。

其の第一の要件、 生子の生年月日時刻。

其の第二の要件、 生子の嫡子なるか庶子あるか。その  
何れに在りとするも、その弟何子な  
る次第を明記する事と。

其の第三の要件、 名を明記する事と。

其の第四の要件、 生母の某氏あるかを明記する事と。

以上四要件を冊に明記して、宗人府に送付するの規定あ  
るが皇族の階級等差によりてその届出の際の官吏を異に  
すまきふり。即ち

其の一、親王、世子、郡王、長子、貝勒、貝子、奉

(四)

恩鎮國公、奉恩輔國公、不入八分鎮國公、  
不入八分輔國公に至る十階級のものは、長史  
か之を届出をす。親王、郡王、貝勒、貝子は、  
和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子  
の如きを指せる事。

其の二、鎮國將軍、輔國將軍、奉國將軍、奉恩將軍及武間  
散宗室(官職を有する者とあき宗室の血族)  
は族長か之を届出づるものとする。

其の三、覺羅即ち顯祖宗皇帝の伯叔兄弟の血統のも  
の、生子あるときは、若その旗の首領かその届  
出をすものとする。

届出のときは、滿洲文と漢文とを両書するあるあるは何  
れも同様あるか、宗室は黄冊を用ひて之を納め、覺羅は紅冊

を用ひ入るる規定あり。而して生子の生命あるものは之を朱(硃)昏するあるか若し不幸没せるもの又その三ヶ月の届出の時までに没せるものは之を墨昏すべしと見えたり。若し又その生子を得る以前に異姓を撫養せしものは生子前のその子を届出づべし。若しその届出が遅るるか或は誤を届出(即ち報告に実を以つてせざる場合)には之を處罰す。

以上は生子の場合に就いてなるが更に、継嗣その他に就き大要を述べて然る後皇族の範囲を明示せんとす。

皇族がその継嗣を定むるときは、その族長總族長、闔族の協議により、その族の遠近輩数を考へて之を査定す而して之ヲ宗人府に報告するは、近親の宗室の本支及び學長ありとす。前記の冊に註明し若し既に此の生子の前に継嗣

のこゝを天子に奏上するには親王、王子、郡王、長子、貝勒、貝子、奉恩鎮國公、奉恩輔國公、不入八分鎮國公、不入八分輔國公に至るものは、之を宗人府を経て奏するか、或は親王以下の王公自ら奏上するふとを得。而して冊に注するあり。覺羅の場合には、子女の首領、佐領、族長が旗を経て之を府に報ずるあり。

また婚嫁の場合に在りては、宗室覺羅娶婦のことあるや其の形式上、宗人府に報じて注冊すまき事あり。即ち、

- 其の一 婦たらんとするものの母家の姓氏、  
同上その職名
- 其の二 婿たらんとするものの姓氏、  
同上その職名
- 其の三 宗室との近支關係

あり、八旗婚嫁の場合及び外藩蒙古の場合亦かくの如し。但し宗人府に届出をふすとき、滿洲八旗はその族長か之を宗人府に呈するるか、蒙古の王公に在りてはそれ水の本案（宗家）より之を奏上するあり。或は間散宗家のものが之を府に報じ又之を転奏するあり。

皇族内部の生子婚嫁、継嗣の一斑はかくの如く單にこれらを観るときは、複雑せる事情おきに似たりとも、大清会典事例卷二以下を見るときは如何にその形式の複雑にして組織の嚴重あるかを推測し得るあり。支那皇族の範圍はもとその政治的事情より胚胎せること多し。政策の爲めに術數を用ひたるものおしとあさず。固より滿朝の見ある蒙古外藩王公の如き之を王公に認め居るも、單にその地位封爵に重きを置きたるのみ。準じたるのみ。本来の宗

室そのものに非ざるは明白あり。されば封爵のおとは重きをおきたりとするも、皇族の血統問題とは自ら區別せらるるとあるべき理あり。及令、間散の宗室といつても、宗室は宗室あり、純皇族と云へる迄に於いては重き意味をふす。

いま清朝宗室の男子側の血統を見るに、嫡子あり、餘子あり、側福晋側室子あり、別室所居妾媵子あり。その重きをおける順序は此の嫡、餘、側、媵の順あると、乾隆十三年の欽定爵表に見ゆる如し。即ち、

嫡子と餘子とは上は親王世子、郡王より、下は奉恩將軍に至るまで之に授爵す。されども側福晋側室の子は親王より輔國公までは爵をうくるも不入八分鎮國公以下奉恩將軍までのものに在りては授爵せらるるかとあきあり。こ

此側福晋側室の子は嫡子及び餘子の如く固定したる親族  
 的價値をおかぬ居らざる証ありとす。輔國公の側福晋  
 側室の子は漸く一等奉恩將軍の授爵ありと雖も不入八分  
 鎮國公のそれは授爵のあとあり。況してその下のも  
 のをや。また更に下つて別室所居妾媵子(餘分の子の意)  
 は貝子までの王公の妾腹のものには奉恩將軍の爵を少  
 くとも得るものあれば鎮國公の妾腹のものには授爵あ  
 きあり。

かくの如く規定せられたるに於ては嫡子と餘子  
 とは全部宗室として取扱はれ居るも側福晋側室子は輔國  
 公まで別室所居妾媵子は貝子までの生子が宗室の人とし  
 て認められ居たりしを知るあり。即ち之を表を以つて尤  
 の如く示しおかん。

